

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【千曲市】

(令和5年8月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		建築課 空き家対策係	026-273-1111 (内線3222)	千曲市営住宅条例に定められた条件を満たす必要があります。
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	保育課 保育・幼稚園係	026-273-1111 (内線1243)	保育施設への入所申込に際して、本人確認書類の提示を求めています。 また、保育所等の利用には、パートナーについても保育を必要とする理由に該当することが必要です。
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)	○		危機管理防災課 防災係	026-273-1111 (内線4161)	
保育所・学童保育所への送迎		○	【保育所】 保育課 保育・幼稚園係 【学童保育所】 こども未来課 子育て支援係	026-273-1111 (内線1243) 026-273-1111 (内線1251)	【保育所】 保護者以外の方が送迎される場合は、あらかじめ利用施設に連絡する必要があります。 【学童保育所】 送迎者が利用児童の父母等と異なる場合は、利用申請時に提出する申請書にて父母等からの指定を受けていることが必要です。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	税務課 市民税諸税係	026-273-1111(内線1144)	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を運転すること等の要件を満たすことが必要です。
要介護認定の代理申請		○	高齢福祉課 認定調査係	026-273-1111 (内線1163)	
生活保護制度の申請		○	福祉課 生活支援係	026-273-1111(内線1282)	同一の住居に居住し、生計を一にする者であること。資産、能力その他あらゆるものを生活の維持に活用すること等の要件を満たすことが必要です。
DV相談窓口の利用		○	こども未来課 こども家庭相談係	026-273-1111 (内線1261)	生活の本拠を共にする同棲相手等から暴力を受けた場合に利用できます。
職員の福利厚生等		○	総務課 職員係	026-273-1111 (内線4141)	